

平成27年4月27日
新潟市契約課長

各位

最低制限価格等の調整について

国においては、平成27年度より、土木工事積算基準を改訂し、一般管理費等率及び現場管理費率について、見直しました。

予定価格における一般管理費・現場管理費の割合の増加により、相対的に、最低制限価格の設定率が引き下がることとなります。

本市においては、これらを考慮して、最低制限価格等の設定方法について、現行程度の設定率となるよう調整を行います。

記

1 最低制限価格について

- ・ 設定方法について、現行程度の設定率となるよう調整します。
- ・ 設定単位は、現行どおりです。なお、平成26年12月8日付けでお知らせした設定方法については、変更ありません。
- ・ 対象工事は、最低制限価格を設定する全ての案件です。

2 総合評価方式の配点基準について

- ・ 総合評価方式の価格評価の配点基準（最低制限価格と同様に計算した値）についても、同様に設定方法を変更しますが、現行程度とします。

3 変更時期

- ・ 平成27年5月7日以降の入札公告及び指名通知分から適用します。

※新潟市における最低制限価格の設定方法については、非公表です。